

2020 年度秋学期専門演習（第 3 回）

日 時 令和 2 年 10 月 5 日（月） 10:40~12:10
場 所 関西大学高槻ミュージックキャンパス M802 教室
出席者 菅原，小林，岡部，嶋津，清水，猪田，中田，大山，中塚，長井，橋爪，芳村，
東森
遅刻者 野上

文責：中田

野上「消費期限・賞味期限の基準値」

食品の消費期限・賞味期限の設定について、海外の例と日本の例との比較を行った。日本は 3 分の 1 ルールを採用している。その内容は、①納品期限期間、②売り切らないといけない販売期限期間、③賞味期限の 3 つの期間で 1 つの期間を分割するというものである。これにより、消費期限・賞味期限が残っている製品も出荷されないまま廃棄され、食品ロスに繋がるため問題とされる。アメリカでは 2 分の 1 ルール、イギリスでは 5 分の 1 ルールが採用されている。以下は各国の食品の安全の状況を調べたものである。アメリカの消費者は自らの五感を重視し判断している。卵を例に挙げると、日本では「生で食べられる期限」を表示しているが、アメリカではパッケージに詰められた日から 1 か月以内を「販売期限」としているなどの違いがある。イギリスでは、肥満予防を目的とした栄養表示のため、赤・青・黄の 3 色による信号表示システムが採用されている。フランスでは牛乳の賞味期限が 3 か月あるが、これは加工方法が日本と異なるためである。中国では製造年月日と賞味「期間」の 2 つが書いてあり、いつまで食べられるのかを知るには計算が求められる。デンマークの「ウィーフード」という店では、期限が近い、もしくはラベルが間違っている等の理由がある商品を安く売っている。今後は、ほかの例を調べながら安全係数の基準値についての研究と、日本の 3 分の 1 ルールはどのようにしてできたのかを考察していく。

小林：日本の 3 分の 1 ルールは適正であると考えるか？

野上：適正ではないと考える。世界全体のフードロス問題を改善する必要がある。

清水：賞味期限の設定に関する国際的な基準がないという点が興味深い。

菅原：コーデックス委員会では世界各国の食品関連基準の調和に向けた議論が行われており、賞味期限についても議論されているかどうかを調べてみる価値はあろう。

菅原：数年前から消費者庁で議論されている「倫理的消費」の文脈でも、食品ロスや賞味期限の問題が取り上げられている。

嶋津「カフェインの基準値」

エナジードリンクのカフェイン量は、レッドブル 80 mg、モンスター 127.8 mg、ZONE 75 mg（1 缶）とさまざまである。この量は、同量のコーヒーに含まれるカフェイン量よりは少ない。また急性中毒と慢性中毒には違いがある。急性中毒は、カフェイン濃度の高いものを一度に多量に摂ることによって起こりうる症状であり、視界がゆがむ、幻聴が聞こえるといった場合がある。先行研究によれば、体重 1 kg あたり 30~50 mg を摂取する場合や、3 時間あたり 17 mg/kg で発生するとされる。慢性中毒は、知らず知らずのうちにカフェイン中毒になっている場合を指し、一

日あたりの量が少なくても発症しうる。どちらも明確な基準はなく、日本の基準はあいまいだと考えられる。加えて、カフェインと同時摂取によるリスクがある例として、精神安定剤や朝鮮人参との同時服用が挙げられ、薬の副作用が強まったり、自律神経に影響を及ぼしたりする症状が報告されている。

野上：コーヒーのカフェイン量はどの程度か？

嶋津：100ml 当たり 57~60 mgである。

橋爪：デカフェには明確な基準が設けられているか？

嶋津：わからない。

清水：(あなたが) カフェインを摂取した実感として、エネルギーがわいてくるように感じるか？

嶋津：正直わからない。が、運動の前や勉強のまえのルーティーンのようなものになっている。

小林：急性と慢性の違いが分かる内容でよかった。基礎疾患による薬の服用とカフェインの同時摂取による副作用の事例が見出せれば、研究の内容がより深まるのではないか。

菅原：日本ではカフェインに関する基準がないとのことだが、リスク管理の明確な決定がなされていないととも、カフェインの健康影響に関するリスク評価は実施されているかもしれない。日本の食品分野では食品安全委員会がリスク評価を担っているため、調べてみてはどうか。

中田「難聴リスクに関する基準値Ⅲ」

前回は音圧規制の歴史に関して発表した。今回はその内容を深掘して、同規制のもととなったフランスの騒音対策と規制決定の背景について考察する。フランスの国内法が CENELEC 規格になったいきさつとして、まず騒音対策の評価が西欧の中で一目置かれていた部分がある。しかしそれだけでは規格にならないと考えられる。2000 年前後、PMP (パーソナル・メディア・プレーヤー) が流行しており、フランスがその基準を作っていたため、欧州全体で基準化して難聴リスクを低減し、社会保障額等を少なくしようとしたのではないかと推察される。

小林：騒音による難聴と PMP の難聴の関係は？

中田：数値が似通っていたため目をつけた。

中塚：A 特性音圧レベルとは何か？

中田：人間の聴感に合わせて Hz 毎に dB を変える評価方法を指す。

大山：バイトのとき、無線をつけていて痛くなることがあったが大丈夫だろうか？

中田：大丈夫ではないか。

菅原：PMP に関連して、ソニーのウォークマンの登場が若者の文化や音楽の嗜好にどのように影響を与えたかという、カルチュラル・スタディーズの分野で有名な研究がある。また、この事例は、ある国の独自事情による国内規制が国際的なスタンダードになっていく事例としてみても興味深いかもしれない。

菅原：このゼミでは基準値に着目することを共通点としているが、基準値はあくまでも研究のきっかけでよく、研究は基準値そのものに拘らなくて構わない。基準値を調べる過程で自分にとって興味深い論点や切り口が見つかれば、それをどんどん掘り下げてほしい。